

一般財団法人 特別支援教育士資格認定協会

大学院授業科目単位の S.E.N.S 養成セミナーポイント振替に関する規程

2023 年 2 月 5 日制定

通 則

第1条 一般財団法人 特別支援教育士資格認定協会の特別支援教育士資格認定規程の附則 5-B、5-C 及び7-(3)に基づき、大学院授業科目単位の S.E.N.S 養成セミナーポイントへの振替について本規程を定める。

第2条 大学院授業科目単位の S.E.N.S 養成セミナーポイント振替を希望する大学は、大学より「大学院ポイント振替申請書」を提出し、本協会の行う審査を受けなければならない。

第3条 大学院授業科目単位の S.E.N.S 養成セミナーポイントへの振替認定は、本協会の理事会が行う。

第4条 大学院授業科目単位の S.E.N.S 養成セミナーポイントへの振替のための要件、振替えてできるポイント数、ポイント振替の対象者、ポイント振替の申請と更新の手続き、既にポイント振替を実施している大学を対象とした移行措置等については、附則に定める。

第5条 本規程の改定は、理事会の議決による。

附 則

1. 本規程は、2023 年 2 月 5 日より施行する。

2. 本規程第 4 条にいう大学院授業科目単位の S.E.N.S 養成セミナーポイントへの振替のための要件は、次の通りとする。

(1) 大学院授業の内容と時数

① 大学院授業科目の内容が、振替えようとする養成セミナー科目の到達目標、内容、評価に合致していること。具体的には、以下の要件のどちらかを満たしていること。

a) S.E.N.S 養成セミナーのテキストを、当該授業の教科書として用いている。

b) 当該授業のシラバスのキーワードに、振替えようとする養成セミナー科目の全てのキーワードが含まれている。

② 大学院授業科目の学習内容・時間数が、振替えようとする養成セミナー科目の学習内容・時間数と同等以上であること。

(2) 授業担当者

振替対象となる大学院授業科目を担当する教員が S.E.N.S-SV の資格を有していること。

3. 本規程第 4 条にいう振替えてできるポイント数は、次の通りとする。

- (1) 振替えてできるポイント数は、S.E.N.S-SV の資格を有する教員 1 名につき最大 12 ポイントとする。
- (2) 振替えてできる総ポイント数は、指導実習を除く 30 ポイントまでとする。
- (3) 大学院授業単位数と養成セミナーポイント数の対応は、次の通りとする。
 - ① 大学院授業 2 単位に対して最大 4 ポイントまで (1 単位授業の場合は最大 2P まで) の振替を認める。
 - ② 当該授業が附則 2-(1) の要件を満たしている場合には、1 つの大学院授業について、複数の養成セミナー科目ポイントへの振替を認める。
【例】 大学院授業 「特別支援教育総論」 15 コマ 30 時間 2 単位
→ 特別支援教育概論 I (1 ポイント) と特別支援教育概論 II (1 ポイント) の計 2 ポイントに振替
 - ③ ポイント振替は、認定された大学院 1 校のみの振替を原則とし、他機関の振替ポイントを合算することはできない。

4. 本規程第 4 条にいうポイント振替の対象者は、次の通りとする。

- (1) ポイント振替制度を利用できる者は、振替対象となる大学院授業科目の単位取得者 (大学院生、履修証明プログラム受講生、科目等履修生等) とする。
- (2) ポイント振替制度を利用しようとする者は、大学院生にあつては大学院在学中、履修証明プログラム受講生・科目等履修生等にあつては授業履修年度中に日本 LD 学会に入会し、特別支援教育士養成セミナーの受講登録をしていなければならない (学会入会とセミナー受講登録を大学院修了後又は授業履修年度終了後に行った場合には、ポイント振替制度は利用できない)。
- (3) ポイント振替制度を利用して S.E.N.S の資格を取得しようとする者は、資格申請にあたって、ポイント振替の対象となる大学院授業科目の単位取得証明書を提出しなければならない。
- (4) 振替制度を利用して取得したポイント数が、養成セミナー講義科目ポイント数 (30 ポイント) に満たない場合は、オンライン養成セミナーを受講して不足ポイント分を取得すること。
- (5) ポイント振替制度の利用者にあつても、養成セミナー「指導実習」の受講および最終筆記試験の受験は、資格取得のための必須要件である。

5. 本規程第 4 条にいうポイント振替の申請と更新の手続きは、次の通りとする。

- (1) ポイント振替を申請する際には、一般財団法人特別支援教育士資格認定協会 (以下、協会) が定める次の書類を提出して、審査を受けなければならない (※申請書類書式は協会に請求のこと)。
 - ① 様式 1 大学院ポイント振替申請書
 - ② 様式 2 ポイント振替科目対照表

- ③ 様式3 ポイント振替申請科目 授業担当教員一覧
- ④ 様式4 ポイント振替申請科目のシラバス・キーワード等

- (2) ポイント振替の有効期間は1年間とする。ポイント振替を継続する場合には、1年ごとに継続申請手続きを行うが、授業内容や授業担当教員に変更がない場合には、その旨を記した「様式5 大学院ポイント振替継続申請書」を提出する。
- (3) 授業科目の内容や授業担当教員が変更された場合には、協会に届け出て、当該授業科目についての再審査を受けなければならない。

6. 本規程第4条にいうポイント振替制度を実施している大学院を対象とした移行措置は、次の通りとする。

- (1) 2022年度に「コース申請」(2年間有効)を行った大学院については、従来の「コース申請」を2023年度末まで有効とする。ポイント振替を継続する場合には、2024年度より新制度での申請を行うこと。
- (2) 「コース申請」を行っている大学院で、申請の有効期限が2022年度末までの大学院については、2024年度末までの2年間の移行措置期間を設ける。本移行措置の対象となる者は以下の大学院生とする。
 - ① 2022年度に大学院に入学し、2023年度末で大学院を修了予定の者。
 - ② 2023年度に大学院に入学し、2024年度末で大学院を修了予定の者。
 - ③ 大学院の長期履修制度を利用している大学院生にあつては、2024年度末までに振替対象となる授業科目単位を取得した者(2025年度以降の取得単位は、ポイント振替の対象とならない)。